# 北海道循環資源利用促進協議会 • 事業化促進部会

# リサイクルポートワーキンググループ

# WG検討テーマ

#### リサイクルポート

## · WG設置の目的

▶ 静脈物流拠点港、いわゆるリサイクルポートに国から指定された室蘭港、苫小牧港、石狩湾新港を核とした地域におけるリサイクル産業の集積を図っていくため、平成15年以降、関係企業、行政、関係機関などが一堂に会し、情報交換、意見交換を行うとともに、課題の抽出やその対応について検討を行っており、引き続き構成員による協議・検討を行い、リサイクルポートとしての機能充実につなげる。

#### ・期待される効果

▶ 関係機関による意見交換を通じ、問題認識の共有化及びその対応について協議や検討を行うことにより、リサイクルポートの機能の充実強化やリサイクル関連産業の集積につながることとなり、ひいてはリサイクル産業の振興、循環型社会の形成推進に資する。

#### ・ 平成25年度の取り組み内容

○ 北海道リサイクルポート利用促進マニュアルのホームページ掲載による PR を行うとと もに、見直しの必要な箇所について検討を行い、マニュアルの改訂を行った。

#### ※【マニュアルの趣旨等】

北海道のリサイクルポート3港を利用して循環資源を輸送しようとする企業等に、3港の特徴や港湾利用における基本的ルールなどを周知することにより、円滑かつ適正な循環資源輸送とリサイクルポート利用の活発化を促進するため策定。特長やルールなどの他、関係機関や制度のホームページの入口にもなっている。

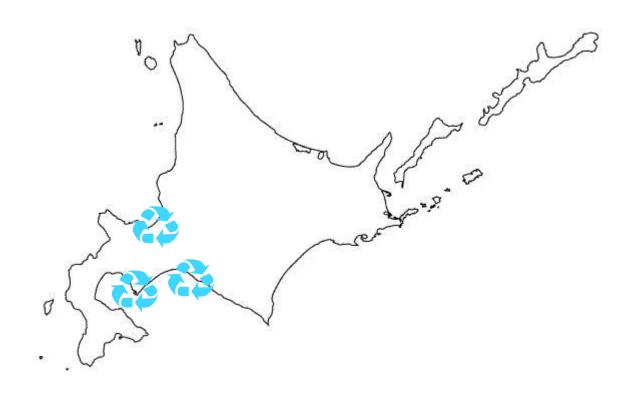
北海道のホームページ <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/H27port.pdf">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/H27port.pdf</a> 等で公開中。

#### · WGのメンバー

新日鐵住金株式会社棒線事業部室蘭製鐵所、株式会社鈴木商会、株式会社苫東、日鐵住金セメント株式会社、株式会社日本製鋼所室蘭製作所、株式会社マテック、株式会社マルキンサトー、財団法人道央産業技術振興機構、王子製紙株式会社苫小牧工場、北海道エコリサイクルシステムズ株式会社、財団法人室蘭テクノセンター、石狩開発株式会社、室蘭市、苫小牧市、石狩市、苫小牧港管理組合、石狩湾新港管理組合、北海道(座長、事務局)

#### ・備考

# 北海道リサイクルポート利用促進マニュアル(改訂版)



平成28年3月

北海道循環資源利用促進協議会事業化促進部会 リサイクルポートワーキンググループ 北海道循環資源利用促進協議会は、産業活動で排出される循環資源について、有効利用に係る課題を協議し、循環型社会の実現に向けた具体的な取組を一層促進するため、排出者や再生利用者、有識者、行政機関などの関係者により設立され、有効活用の検討や利用マニュアルの作成などを行っています(北海道循環資源利用促進協議会のホームページ http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/recycle 2/junkankyo/indexpage.htm)。

この協議会に設置されているリサイクルポートワーキンググループにおいて、円滑かつ適正な循環資源輸送とリサイクルポート利用の活発化を促進するため、室蘭市、苫小牧港管理組合、石狩湾新港管理組合及び北海道が協議し、「北海道リサイクルポート利用促進マニュアル」を取りまとめました。

# 目 次

1 本マニュアルの趣旨	1
2 北海道のリサイクルポート3港の概要	
(1) リサイクルポート「室蘭港」の概要	2
(2) リサイクルポート「苫小牧港」の概要	4
(3) リサイクルポート「石狩湾新港」の概要	6
3 リサイクルポートにおける支援制度	7
4 循環資源の輸送に必要な手続きの概要	
(1) 循環資源とは?	8
「循環資源の輸送に必要な手続き」(模式図)	9
(2) 廃棄物に該当するかどうかの確認	10
(3) 道外産業廃棄物の搬入事前協議	12
(4) 廃棄物の取扱い(委託)事業者の選定等	13
(5) 港湾管理者への手続き、確認等	17

本マニュアルに関するお問い合わせは

【リサイクルポートワーキンググループ事務局】

北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室環境産業グループ

〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

TEL (代表)011-231-4111 内線 26-166 FAX 011-222-5975 (直通)011-204-5320

E-mail keizai.kanene1@pref.hokkaido.lg.jp

#### 1 本マニュアルの趣旨

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動が環境に大きな負荷を与え、 その結果、世界は地球温暖化などの重大な問題に直面しており、持続可能な循環型社会の 実現が不可欠となっています。

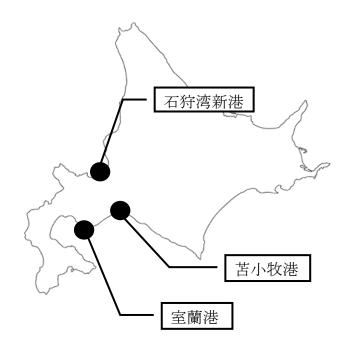
このため、各種リサイクル関連法に基づき、ごみの分別収集や再生利用など様々な取り 組みが行われているところです。

このような中、港湾は、物流基盤や生産基盤・技術の集積、廃棄物処理機能などについて、高いポテンシャルを有しており、「静脈物流」(人の血管に例えて、動脈物流である製品系の輸送に対し、生産や消費活動で排出したものの輸送をいう)の拠点化や低コストで環境負荷の小さい海上輸送を活用したネットワークの形成が図られています。

国土交通省は、その一環として、広域的なリサイクル施設の立地等に対応した静脈物流の拠点となる港湾を、港湾管理者の申請に基づき「リサイクルポート(総合静脈物流拠点港)」と指定し、「静脈物流拠点」として育成することとして、平成23年12月までに全国22港を指定しています。

北海道においては、室蘭港、苫小牧 港、石狩湾新港の3港が指定を受けて います。

本マニュアルは、これら3港を利用して、循環資源(廃棄物及び使用済製品等や副産物のうち有用なもの)を輸送しようとする企業等に、北海道のリサイクルポート3港の特徴や港湾利用における基本的ルールなどを周知することにより、円滑かつ適正な循環資源輸送とリサイクルポート利用の活発化を促進するものです。



- 2 北海道のリサイクルポート3港の概要
- (1) リサイクルポート「室蘭港」の概要

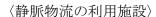
室蘭港は、北海道噴火湾の東端に位置する天然の良港として、広大な静穏水域を有し、海上交通の拠点となっており、港湾機能も充実した国際拠点港湾です。

港湾で取り扱われる循環資源は、金属くずが多く、セメントキルン、コークス炉、高炉、転炉などの大規模なリサイクル関連プラントをはじめ、再生アルミ地金製造、鉄スクラップ処理・加工、環境関連装置製造、環境分析事業などを行う事業所が立地しています。

また、国立大学法人室蘭工業大学地域共同研究開発(CRD)センターと企業との共同研究、公益財団法人室蘭テクノセンターによる研究支援などが活発に行われています。

なお、北海道と東北・北関東など15県のPCB廃棄物の無害化処理プラントが、平成20年5月から本格操業しています。

また、平成 22 年度に、産学連携によるシップリサイクルの解体実証実験が室蘭港内で 行われるなど、新たなリサイクル産業への取組が進んでいます。



<現状>専用ふ頭、フェリーふ頭・西一号ふ頭・西二号ふ頭・祝津ふ頭、御崎ふ頭 <将来>専用ふ頭、公共ふ頭(既存施設)、フェリーふ頭

[統計データ(出入貨物、入港船舶など)]

室蘭港のホームページ

http://www.city.muroran.lg.jp/main/jigyousya/kouwan.html

から「室蘭港統計年報」がダウンロードできます。

メインメニュー → 室蘭港統計年報 の順に進んでください。

〈リサイクル産業の概要〉

○ セメント製造

[循環資源] プラスチック、廃タイヤ、石炭灰、汚泥等

- → [製品] セメント、(セメント製造用) 燃料
- 廃ペットボトル・ビン・缶中間処理(圧縮梱包)[循環資源]廃ペットボトル・ビン・缶→(圧縮梱包)
- 金属くずリサイクル「循環資源 ] 金属くず→「製品 ] 金属スクラップ (鉄原料)
- 容器包装プラスチックリサイクル「循環資源] プラスチック→「製品] コークス・油化物・コークスガス
- PCB 廃棄物無害化処理

[循環資源] PCB 廃棄物→ [製品] 処理済物 (焼却炉用燃料・製鉄用成分調整剤・ 金属スクラップ)

○ 硫黄副産物リサイクル

[循環資源] 硫黄、石炭灰、鉄鋼スラグ・漁業系副産物(貝殻等)

- →「製品] 建設材料
- 脱硫石膏リサイクル

[循環資源] 脱硫石膏→ [製品] 石膏ボード

室蘭市における先進的な環境保全に取り組む産官学の技術や製品に関する最新情報を次のポータルサイトで発信しています。

「むろらんの環境産業」

 $\underline{http://www.city.muroran.lg.jp/main/org6200/kansanportal/index.html}$ 

## (2) リサイクルポート「苫小牧港」の概要

特定重要港湾苫小牧港は西港区と東港区からなり、その範囲は苫小牧市と厚真町の行政区域にまたがり、海岸線24km、港湾区域14,340haの広大な水域を有しています。

苫小牧港の港湾取扱貨物量は、北海道の港湾貨物取扱量の5割近くを占め、外貿コンテナ取扱のシェアは約7割であり、北海道経済の発展に大きな役割を果たしています。

西港区は、わが国初の大規模な掘込港湾です。臨海部には製紙業、石油精製、自動車部品製造、電力、木材・木製品製造業のほか、化学工業、非鉄金属業、配合飼料製造業など多種多様な企業が立地しています。地理的に北海道の中心都市札幌市や新千歳空港に近接していることもあり、流通拠点としての





役割も大きく、わが国の国際拠点港湾としても位置付けられ、拠点港湾としての役割を 果たしています。

東港区は、石炭火力発電、石油備蓄基地、コールセンターなどのエネルギー関連企業が立地しており、国際コンテナターミナル及び自動車工業などの立地操業に対応した整備と西港区と一体となった広域的な流通港湾としての機能の拡充・強化が進められています。

港湾で取り扱われる循環資源は、古紙、石炭灰が多く、リサイクル関連企業としては、 製紙工場、家電リサイクル、電気精錬施設、廃プラリサイクル、自動車リサイクルなど 30 数社が立地しています。

#### 〈静脈物流の利用施設・現状〉

- 公共ふ頭(36 バース)主に西港区西ふ頭、中央南ふ頭、勇払ふ頭等
- 専用ふ頭(46バース)主に開発フェリーふ頭等

[統計データ(出入貨物、入港船舶など)]

苫小牧港管理組合のホームページ

<u>http://www.jptmk.com/</u>から「苫小牧港統計年報、月報速報値」がダウンロードできます。 メインメニュー → 資料ダウンロード → 資料等 → 港湾統計 の順に進んでください。

# 〈主要なリサイクル産業〉

- 古紙リサイクル「循環資源〕古紙→「製品」新聞用紙等
- 木くずリサイクル[循環資源] 解体木くず、林地残材等→ [製品] パーティクルボード等
- 家電リサイクル[循環資源]廃家電→ [製品] 鉄、非鉄、プラスチック、ガラスのカレット等
- 金属くずリサイクル[循環資源]金属くず→ [製品] 鉄筋用棒鋼、金属スクラップ等
- 自動車リサイクル[循環資源]使用済自動車→ [製品] 鉄、非鉄、プラスチック、ガラスのカレット等
- プラスチック発電[循環資源]プラスチック→ [製品] 電力
- 石炭灰リサイクル[循環資源]石炭灰→ [製品] セメント原料等

# (3) リサイクルポート「石狩湾新港」の概要

石狩湾新港は、北海道の日本海側に臨む石狩湾沿岸のほぼ中央に位置し、道内の政治・経済の中心である札幌市に最も近い(札幌市中心部から約 15km)港湾です。

石狩湾新港地域の全体計画は総面積 3,022ha におよび、平成 25 年 3 月末現在で 732 事業所が立地しています。港湾は、水深-10m バースを初め、20 バースを整備しており、また、西地区の多目的国際ターミナルの 5 万トンクラスの大型船舶が入港可能な-14m バースも平成 18 年 12 月に供用開始しています。

港湾で取り扱われる循環資源は、中国・韓国向けに 金属くずの輸出が多く、リサイクル産業としては、家



電リサイクル、廃プラリサイクル、自動車リサイクル、廃発泡スチロールリサイクル、 食品リサイクル、写真廃液リサイクル等、多様なリサイクル関連事業所が集積していま す。

特に自動車リサイクルは、国内でも先進的な取り組みを進め、高度な処理が可能である他、消費地立地型の高度なリサイクル拠点を形成しています。

#### 〈静脈物流の利用施設・現状〉

- 東地区木材・東2号岸壁、東1号・東2号・東3号野積場
- ※ 「各ふ頭」について、石狩湾新港管理組合のホームページで紹介しています。

<u>http://www.ishikari-bay-newport.jp/</u> トップページ → 港湾施設/各ふ頭の順に進んでください。

#### [統計データ(出入貨物、入港船舶など)]

石狩湾新港管理組合のホームページ <a href="http://www.ishikari-bay-newport.jp/">http://www.ishikari-bay-newport.jp/</a>で紹介しています。

メインメニュー → 港湾統計・要覧/石狩湾新港統計年報 の順に進んでください。

〈主要なリサイクル産業〉

- 自動車リサイクル[循環資源]使用済自動車→ [製品] 製鋼・アルミ原料、リサイクルパーツ等
- 金属くずリサイクル[循環資源] 鉄くず→ [製品] 鉄スクラップ (鉄原料)
- 家電リサイクル[循環資源]廃家電→ [製品] 鉄・非鉄・プラスチック・ガラスのカレットなど

- 4 循環資源の輸送に必要な手続きの概要
- (1)循環資源とは?

廃棄物等のうち有用なものを「**循環資源**」といいます。

「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」では次のとおり定めています。

# 廃 棄 物 等

## 「廃棄物」

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(略称:廃棄物処理法)に定義されている ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体そ の他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの)

「一度使用された物品」

「使用されずに収集された物品」

「廃棄された物品」(現に使用されているものを除く。)

「製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの 供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他 の人の活動に伴い副次的に得られた物品」

上記の「廃棄物等」のうち有用なもの

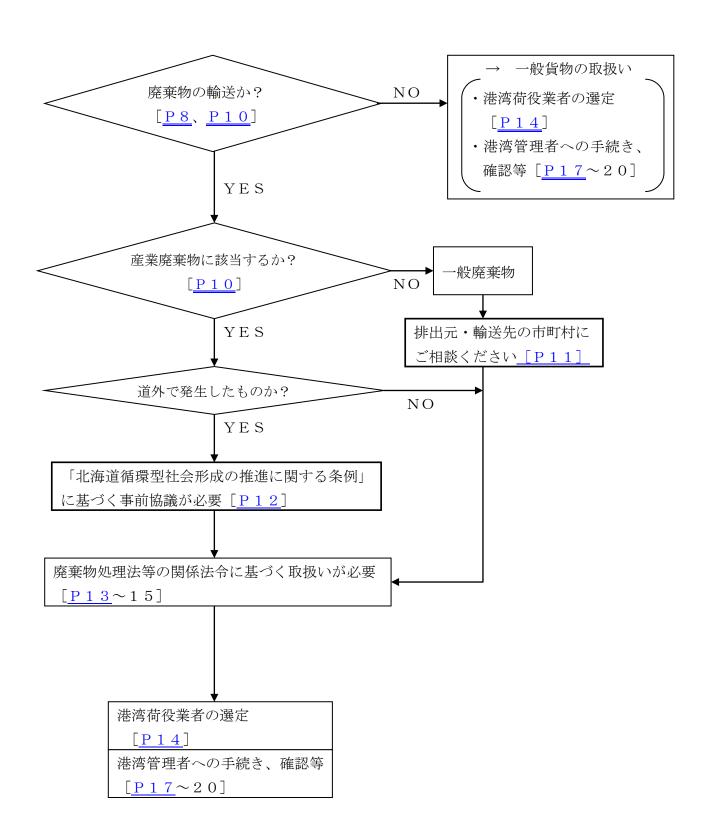
# 「循環資源」

北海道のホームページ

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top\_page/junkanjourei.htm に「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」を掲載しています。 詳細、ご不明な点は、

北海道 環境生活部 環境局 循環型社会推進課 循環調整グループ (TEL 011-204-5196 札幌市中央区北3西6 道庁12階) にご相談ください。

# 「循環資源の輸送に必要な手続き」(模式図)



- (2) 廃棄物に該当するかどうかの確認
  - ① 廃棄物とは?

廃棄物とは<u>不要物</u>であり、かつ、そのものが<u>他人に有償で売却することができなく</u>なったものをいい、<u>廃棄物処理法等の関係法令によって、その保管、運搬、処分など</u>の方法が規制されています。

廃棄物は、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」の2つに大きく分けられます。

「産業廃棄物」は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法で定められた20種類と、輸入された廃棄物をいい、その処理責任は排出事業者に課せられています。

「産業廃棄物」以外の廃棄物を「一般廃棄物」といい、その処理は市町村の責務となっています。(事業系の一般廃棄物については、事業者にも処理責任があります。)

<u>産業廃棄物</u> 工場や事業場などの事業活動に伴って生じた廃棄物のうち 法律で定める20種類と輸入された廃棄物

- 1 燃え殻 2 汚泥 3 廃油 4 廃酸 5 廃アルカリ
- 6 廃プラスチック類 7 紙くず 8 木くず 9 繊維くず
- 10 動植物性残さ 11 動物系固形不要物 12 ゴムくず 13 金属くず
- 14 ガラスくず、コンクリートくず(16を除く)及び陶磁器くず 15 鉱さい
- 16 がれき類(工作物の新築・改築・除去に伴って生ずるコンクリートの破片等)
- 17 動物のふん尿 18 動物の死体 19 ばいじん
- 20 「1~19 又は 21」を処理したもので「1~19」に該当しないもの
- 21 輸入された廃棄物

\* 7, 8, 9, 10, 11, 17, 18は、排出される業種が限定されています。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物

家庭生活に伴って生じた廃棄物

事業系一般廃棄物(事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物に該当しないもの)

- ② 取り扱う循環資源が廃棄物に該当するか? 循環資源が、廃棄物に該当するかどうかは、
  - ア その物の性状
  - イ 排出の状況

廃棄物

- ウ 通常の取扱い形態
- エ 取引価値の有無
- オ 占有者(ごみを出す者)の意思等 を総合的に勘案し判断されます。

取り扱う循環資源が廃棄物に該当するかどうか不明な場合は、 これらア〜オを把握のうえ、<mark>都道府県や市町村の廃棄物処理法所管部局</mark>に手続の詳細と 併せて<u>お問い合わせください。</u>

- 10 -

## 【産業廃棄物に関する問い合わせ先】

所管	問い合わせ先	住所	電話番号
室蘭港 苫小牧港	北海道胆振総合振興局 保健環境部 環境生活課 地域環境係	〒051-8558 室蘭市海 岸町 1-4-1 むろらん広域 センタービル	0143-24-9576
石狩湾 新港	[石狩市地域] 北海道石狩振興局 保健環境部 環境生活課 地域環境係	〒060-8558 札幌市中 央区北3西7道庁別館4 階	011-204-5823
	[小樽市地域] 北海道後志総合振興局 保健環境部 環境生活課 地域環境係	〒044-8588 倶知安町 北1東2	0136-23-1352
北海道 全域	北海道 環境生活部 環境局 循環型社会推進課 廃棄物管理グループ	〒060-8588 札幌市中 央区北3西6道庁12階	011-204-5199

## 【一般廃棄物に関する問い合わせ先】

所管	問い合わせ先	住所	電話番号
室蘭港	室蘭市 生活環境部 環境課	〒051-0001 室蘭市御 崎町 1-75-7	0143-22-1481
苫小牧港	[苫小牧市地域] 苫小牧市 環境衛生部 ゼロごみ推進室 清 掃事業課	〒059-1364 苫小牧市 字沼ノ端 2-25	0144-55-4077
	[安平町、厚真町地域] 安平・厚真行政事務組合	〒059-1502 安平町早 来北進 218番地 7	0145-22-3151
石狩湾	[石狩市地域] 石狩市 市民生活部 ごみ対策課	〒061-3292 石狩市花 川北6条1-30-2	0133-72-3126
新港	[小樽市地域] 小樽市 環境部 廃棄物対策課	〒047-8660 小樽市 花 園2丁目12番1号	(代表) 0134-32-4111

#### ③ 廃棄物に該当した場合

廃棄物処理法等の関係法令によって、リサイクルを含めた処理方法についての規制 がされています。

- 例:解体工事で他人に有償で売却できない不要な物(コンクリートくず等)が発生したとき
- ① 排出事業者は土地造成の資材に使えるか?
  - → 埋立処分基準が適用されます。(最終処分場の許可が必要となります。)
- ② 排出事業者は知人に無償で譲れるか?
  - → 廃棄物の委託処理となります。委託基準を遵守し、この知人も産業廃棄物処 理業の許可、又は再生利用業の指定などが必要です。
- ③ 再生利用 (リサイクル) するときは?
  - → 他人のものを再生利用する場合は、廃棄物処理業の許可又は再生利用業の指 定などが必要です。

産業廃棄物を中心とした「廃棄物処理法の概要」の解説を北海道のホームページ <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/kaisetu\_menu.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/kaisetu\_menu.htm</a> に掲載していますので、併せてご覧ください。

一般廃棄物を取扱う場合は、排出元・輸送先の市町村にご相談ください。

#### (3) 道外産業廃棄物の搬入事前協議

循環型社会の形成及び生活環境の保全を図るため、北海道は、道外で排出された産業 廃棄物の道内への搬入に当たり、「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」に基づく 事前協議制度を設けています。

北海道のホームページ <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top\_page/junkanjourei.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top\_page/junkanjourei.htm</a> に同条例の本文、関係様式等を掲載しています。

<u>道外で発生した産業廃棄物の搬入は、専ら道内で循環的な利用を行うための処</u> 理であることとしています。

循環的な利用(循環資源の再使用、再生利用、熱回収、発電及び複合熱利用) については、次の基準を満たすこととしています。ただし、他の法令で基準が定 められている場合は、この限りではありません。



・残さ発生率 100分の10以下

・再 使 用 率 100分の90以上

・再生利用率 100分の70以上

・熱 回 収率 100分の85以上

・発 電 効 率 100分の20以上

複合熱利用率 100分の50以上

(発電と発電以外の熱利用を組み合わせる場合)



道外において産業廃棄物を排出した事業者が、産業廃棄物の処理を道内で行おうと するとき、搬入開始の日の 60 日前までに「道外産業廃棄物の道内搬入に係る事前協 議書」により知事に協議しなければなりません。

詳細、ご不明な点は

環境生活部 環境局 循環型社会推進課 廃棄物管理グループ (TEL 011-204-5199 札幌市中央区北3西6 道庁12階) にご相談ください。 (4) 廃棄物の取扱い(委託)事業者の選定等

ア 収集運搬業者の選定

## 【産業廃棄物の場合】

産業廃棄物の収集運搬を委託するときは、荷を積む地域、荷を下ろす地域を所管する都道府県知事又は政令市長(北海道の場合は札幌、函館及び旭川市長)の「産業廃棄物収集運搬業」許可を受けた業者に委託して適正に処理しなければなりません。

環境大臣の再生利用認定を受けている場合、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物(古紙、鉄くず、空きびん類、古繊維)のみを運搬する場合など、産業廃棄物収集運搬業の許可が不要となることがありますので、詳細は

[室蘭港、苫小牧港] <u>胆振総合振興局環境生活課</u>(TEL 0143-24-9576)

[石狩湾新港](石狩市地域)石狩振興局環境生活課(TEL 011-204-5823)

(小樽市地域)後志総合振興局環境生活課(TEL 0136-23-1352)にご相談くだ

さい。

○ 北海道知事の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者の名簿は北海道のホームページ http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/sanpai 1/meibo01/meibo main.htm

# 【<u>一般廃棄物</u>の場合】

一般廃棄物の収集運搬を委託するときは、荷を積む地域、荷を下ろす地域を所管する市町村長の「一般廃棄物収集運搬業」許可を受けた業者に委託して適正に処理しなければなりません。

環境大臣の再生利用認定を受けている場合など、一般廃棄物収集運搬業の許可が不要となることがありますので、詳細は

[室蘭港]室蘭市生活環境部環境課(TEL 0143-22-1481)

[苫小牧港] (苫小牧市地域) <u>苫小牧市環境衛生部ゼロごみ推進室清掃事業課</u> (TEL 0144-55-4077)

(安平町、厚真町地域)安平・厚真行政事務組合 (TEL 0145-22-3151)

[石狩湾新港] (石狩市地域)<u>石狩市 市民生活部 ごみ対策課</u> (TEL 0133-72-3126)

(小樽市地域) 小樽市 環境部 廃棄物対策課 (TEL 0134-72-3126)

にご相談ください。

#### イ 港湾荷役業者の選定

## 【室蘭港】

港湾荷役作業は港湾運送事業法の許可を受けた業者に委託しなければなりません。 詳細は、船舶代理店にお問い合わせいただくか、

室蘭市港湾部港湾政策課(TEL 0143-22-3191) にご相談ください。

#### 【苫小牧港】

港湾荷役作業は港湾運送事業法の許可を受けた業者に委託しなければなりません。 詳細は、船舶代理店にお問い合わせいただくか、

※船舶代理店の連絡先

苫小牧港管理組合のホームページ <a href="http://www.jptmk.com/">http://www.jptmk.com/</a>

メインメニュー → 連絡先・リンク → 船舶代理店 をご覧ください。

苫小牧港管理組合総務部業務経営課港営係(TEL 0144-34-5696)にご相談ください。

#### 【石狩湾新港】

詳細は、船舶代理店にお問い合わせいただくか、

石狩湾新港管理組合総務部管理グループ埠頭担当 (TEL 0133-64-0708) にご相談ください。

# ウ 廃棄物の取扱方法の検討

循環資源が廃棄物(産業廃棄物、一般廃棄物)に該当した場合、廃棄物処理法を遵守した取扱いが必要です。同法では、廃棄物の発生から処分まで、それぞれの過程ごとに処理基準が定められており、これに従わなければなりません。

# 産業廃棄物の処理基準

	排出事業場から排出されるまでの間の一時的な保管については、保管基準に従わなければなりませ
	ん。また、搬出後の収集運搬及び処分行程における保管は、処理基準で定める保管の基準に従わなけ
保管	ればなりません。主な決まりは次のとおりです。
基準	①産業廃棄物の保管にあたっては、その期間は極力短期間とし、運搬先が定められていること。
	②産業廃棄物の分別を行うとともに、飛散・流出・地下浸透し、悪臭が発散しないよう適正な管理を
	行うこと。
	産業廃棄物の収集運搬にあたっては、収集運搬に関する基準に従わなければなりません。主な決ま
	りは次のとおりです。
	①産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること。
収集	②収集運搬に伴う悪臭、騒音、振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講
運搬	ずること。
基準	③収集運搬施設を設置するときは生活環境の保全上支障がないように必要な措置を講ずること。
	④運搬車両、運搬容器等は産業廃棄物が飛散、流出、悪臭が漏れるおそれのないものであること。
	⑤運搬車の車体の外側に、産業廃棄物の運搬車である旨等の表示をし、必要な書面を運搬車に備え付
	けること。
中間 処理 基準	産業廃棄物の焼却、乾燥、破砕等を行うときは中間処理に関する基準に従わなければなりません。
埋立 処分 基準	産業廃棄物の埋め立てを行うときは、埋立処分に関する基準に従わなければなりません。

\* 詳細は北海道のホームページ「廃棄物処理法の概要」

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/kaisetu\_menu.htm を参照してください。

廃棄物処理法の概要 → 「処理の方法は?」(産業廃棄物の処理基準とは) 「廃棄物の保管とは?」「廃棄物の中間処理とは?」 「廃棄物の埋立とは?」「資料 3 産業廃棄物の運輸の表示と備え付ける書面」 産業廃棄物の処分を委託するときは、処分を行う地域を所管する都道府県知事又は政 令市長(北海道の場合は札幌、函館及び旭川市長)の「産業廃棄物処分業」許可を受け た業者に委託して適正に処理しなければなりません。

また、一般廃棄物の処分を委託するときは、処分を行う地域を所管する市町村長の「一般廃棄物処分業」許可を受けた業者に委託して適正に処理しなければなりません。

- 北海道知事の許可を受けた産業廃棄物処分業者の名簿は北海道のホームページ <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/sanpai\_1/meibo01/meibo\_main.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/sanpai\_1/meibo01/meibo\_main.htm</a> に掲載されています。(最新情報につきましては、<a href="main.htm">所管総合振興局(振興局)保健環境部環境生活課</u>にお問い合わせください。)
- 他府県、政令市については、それぞれの廃棄物処理法所管部局にお問い合わせください。

#### 産業廃棄物については、

[室蘭港、苫小牧港] 胆振総合振興局保健環境部環境生活課(TEL 0143-24-9576)

[石狩湾新港](石狩市地域)石狩振興局保健環境部環境生活課(TEL 011-204-5823)

(小樽市地域)後志総合振興局保健環境部環境生活課(TEL 0136-23-1352)

一般廃棄物については、

[室蘭港]室蘭市生活環境部環境課(TEL 0143-22-1481)

[ 苫小牧港] (苫小牧市地域)<u>苫小牧市環境衛生部ゼロごみ推進室清掃事業課</u> (TEL 0144-55-4077)

(安平町、厚真町地域)安平・厚真行政事務組合 (TEL 0145-22-3151)

[石狩湾新港] (石狩市地域) 石狩市 市民生活部 ごみ対策課 (TEL 0133-72-3126)

(小樽市地域) <u>小樽市 環境部 廃棄物対策課</u> (TEL 0134-72-3126)

とご相談のうえ、廃棄物処理法を遵守した廃棄物の取扱方法を検討してください。

# (5) 港湾管理者への手続き、確認等

# ア 循環資源の取扱い

- 室蘭港、苫小牧港及び石狩湾新港では、港における循環資源の取扱に関する規則 等は特に定めておりません。(一般貨物と同様の取扱いになっています。)
- 循環資源が廃棄物に該当した場合、廃棄物処理法等の関係法令を遵守する必要が あります。
- 廃棄物に該当しない場合でも、循環資源の中には、性状により、港湾施設を汚損する可能性があるもの、他の利用者の迷惑となる可能性があるもの、周辺住民の迷惑となる可能性があるもの等があります。港湾施設や周囲に迷惑をかけないよう、適切にお取り扱いください。

## イ 港湾施設の使用許可の申請

○ 循環資源の輸送の際に、港湾施設を利用する場合、一般貨物と同様、次の書類を 【室 蘭 港】室蘭市港湾部総務課(TEL 0143-22-3191)

【 苫 小 牧 港 】 苫小牧港管理組合総務部業務経営課港営係(TEL 0144-34-5696)

【石狩湾新港】<u>石狩湾新港管理組合総務部管理グループ埠頭担当</u>(TEL 0133-64-0708)に提出してください。書類様式もこちらで配布しています。

## 【室蘭港】を利用する際に必要な書類

港湾施設名等		書 類 名
入港	時、出港時	入出港届
<del>,</del> #+:	岸壁、桟橋、物揚場	けい船許可申請書 (様式第2号)
荷役	上屋、荷役機械、	(/上屋/荷役機械/倉庫/)(/通常/目的外/占用/)(/一般/専用/)
保倉庫		使用許可申請書(様式第5号)
保管時	HZ 大字 1·日	港湾施設用地(通常/目的外/占用/)(一般/専用/)使用許可申
	野積場	請書 (様式第6号)

#### 【苫小牧港】を利用する際に必要な書類

港湾施設名等		書 類 名
入港時、出港時		入港届・出港届
	岸壁(ドルフィン含	係留施設等使用許可申請書 (第1号様式)、物揚場使用許
<del>,,,,</del>	む)、物揚場	可申請書(第2号様式)
荷役・保管時	荷役機械	荷役機械使用許可申請書(第9号様式)
	上屋	上屋一般使用許可申請書(第4号様式)、上屋専用使用許
		可申請書(第7号様式)
	荷さばき地	荷さばき地一般使用許可申請書(第6号様式)、荷さばき
	1月ではさ地	地専用使用許可申請書(第7号様式)

#### 【石狩湾新港】を利用する際に必要な書類

	港湾施設名等	書 類 名
入港時・出港時		入港届・出港届
荷役	岸壁	入港前手続様式(その1)
役・	荷役機械	荷役機械使用許可申請書(第7様式)
保管時	上屋、荷捌地、港湾	上屋、荷捌地、港湾施設用地使用許可申請書(第3号様
時	施設用地	式)

港湾施設の使用料は、

#### 【室蘭港】

室蘭港のホームページ

http://www.city.muroran.lg.jp/main/jigyousya/kouwan.html

メインメニュー → 港湾施設利用情報 をご覧ください。

## 【苫小牧港】

苫小牧港管理組合のホームページ <a href="http://www.jptmk.com/">http://www.jptmk.com/</a>

メインメニュー → ビジネス向け利用情報 → 使用手続き・料金(港湾料率表) → 「港湾管理者の料金」からダウンロードできます。

これらに掲載されていない料金については、<u>苫小牧港管理組合総務部業務経営課港</u> 営係(TEL 0144-34-5696) にお問い合わせください。

#### 【石狩湾新港】

石狩湾新港管理組合のホームページ <a href="http://www.ishikari-bay-newport.jp/">http://www.ishikari-bay-newport.jp/</a>
メインメニュー → ポートサービス・料率表 → 「港湾料率表」からダウンロードできます。

# ウ 荷姿に関する注意事項

- <u>バルク状の循環資源を取り扱う場合は、飛散したり、こぼしたりしないような</u> <u>荷姿</u>を検討してください。
- ① バルク状の循環資源は、荷役時などに、飛散したり、こぼれたりする場合があり、港湾施設の汚損、海の汚染、周辺住民の迷惑になる場合があります。
- ② フレコンバッグ、密閉可能なコンテナ等の輸送容器を使用するなど、飛散、こ ぼれを防ぐような荷姿を検討してください。
- ③ フレコンバッグ等の輸送容器を使用しない場合は、岸壁上に鉄板等を敷設する、ホッパーを利用するなど、港湾施設の汚損を防止する対策を検討してください。
- ④ 海面への循環資源の落下は、水質悪化や水産物への風評被害の発生等が懸念されるため、岸壁と船舶間に落下防止用シートを設置する等の十分な対策を検討してください。
- <u>臭気の強い循環資源を取り扱う場合</u>は、<u>臭いが漏れないような荷姿</u>を検討してください。
  - ① 臭気の強い循環資源を取り扱う場合は、密閉した容器に入れる、容器の開口部をシートで被うなど、臭気の埠頭外への拡散を防ぐような荷姿を検討してください。
- <u>酸性の循環資源を取り扱う場合</u>は、港湾施設を溶かす場合があるので、<u>循環資</u> <u>源が港湾施設に直接触れないような荷姿</u>を検討してください。
- 循環資源の取扱いは、その種類、性状、荷姿等によって様々です。 ご不明な点については、

#### 【室蘭港】

室蘭市港湾部港湾政策課(TEL 0143-22-3191)

#### 【苫小牧港】

苫小牧港管理組合総務部業務経営課港営係 (TEL 0144-34-5696)

#### 【石狩湾新港】

<u>石狩湾新港管理組合総務部管理グループ埠頭担当</u> (TEL 0133-64-0708) にご相談ください。

- エ 荷役・保管時の注意事項
  - 循環資源を荷役あるいは保管する場合は、一般貨物を取り扱う場合と同様、 「飛散、流出、悪臭の防止」「他の利用者に迷惑をかけない」荷役方法・保管方法 を検討し、実施してください。
  - ① 循環資源の荷役・保管方法の検討

循環資源を取り扱う場合は、一般貨物を取り扱う場合と同様に、次の「港湾施設利用上の注意」に沿った形で、荷役方法・保管方法を検討してください。

#### 港湾施設利用上の注意

- ・飛散、流出、海面落下、悪臭の防止
- ・他の利用者に迷惑をかけない
- ② 特に民家が近い港湾施設において、飛散、流出する可能性がある循環資源、臭気の強い循環資源等を取り扱う場合には、飛散・流出・臭気対策を徹底してください。

#### 表 荷役時の対策例

	対 策 例
飛散防止対策	散水、シートで覆う、容器・建物に密閉するなど
流出防止対策	シートを敷く、コンクリートのたたきを設置する、周囲に側溝を設置す
	るなど
悪臭防止対策	シートで覆う、容器・建物を密閉するなど
汚損防止対策	囲いをする、エプロンに鉄板を敷くなど
落下防止対策	船舶と岸壁の間にシートを張るなど

○ 循環資源の取扱いは、その種類、性状、荷姿等によって様々です。 ご不明な点については、

#### 【室蘭港】

室蘭市港湾部港湾政策課(TEL 0143-22-3191)

#### 【苫小牧港】

苫小牧港管理組合総務部業務経営課港営係(TEL 0144-34-5696)

#### 【石狩湾新港】

<u>石狩湾新港管理組合総務部管理グループ埠頭担当</u> (TEL 0133-64-0708) にご相談ください。

## オ 原状回復の義務

○ 【室蘭港】室蘭市港湾施設管理条例

【苫小牧港】苫小牧港港湾施設管理使用条例

【石狩湾新港】石狩湾新港管理組合港湾施設管理条例

により利用者は原状回復を義務付けられています。

循環資源を取り扱うことにより、誤って港湾施設を汚損してしまった場合は、

#### 原状回復するとともに

【室蘭港】室蘭市港湾部総務課(TEL 0143-22-3191)

【苫小牧港】 <u>苫小牧港管理組合総務部業務経営課港営係(TEL 0144-34-5696</u>)

【石狩湾新港】<u>石狩湾新港管理組合総務部管理グループ埠頭担当</u>(TEL 0133-64-0708) にご連絡ください。

- ① 港湾施設利用後の清掃等の原状回復
  - ・ 港湾施設の利用者は原状回復を義務付けられています。
  - ・ 例えば、荷役時に誤って循環資源を飛散させたり、こぼしたことで港湾施 設を汚損した場合は、清掃等を行い、元の状態に戻してください。
- ② 港湾管理者への連絡

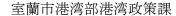
循環資源を取り扱うことにより、誤って港湾施設を汚損してしまった場合は、できる限り応急手当を行うとともに、速やかに上記の港湾管理者にご連絡ください。

その後、港湾管理者の指示に従ってください。

#### 力 相談窓口

詳細、ご不明な点は次にご相談ください。

#### 【室蘭港】





〒051-0022 室蘭市海岸町1丁目20番地30 (消防本部入江支署との合同庁舎です)

TEL 0143-22-3191 (代表)

TEL 0143-22-3193 (係船専用)

TEL 0143-22-1111(室蘭市役所本庁当直〈夜間休日緊急連絡のみ〉)

FAX 0143-22-6069

E-mail kouwan-ken@city.muroran.lg.jp (港湾政策課)

ホームページ

http://www.city.muroran.lg.jp/main/jigyousya/kouwan.html

# 【苫小牧港】



苫小牧港管理組合総務部業務経営課港営係

〒053-0003 苫小牧市入船町3丁目4番21号

TEL 0144-34-5696 FAX 0144-32-6362

E-mail ホームページ <a href="http://www.jptmk.com/">http://www.jptmk.com/</a>

メインメニュー → お問い合わせ

→ お問い合わせフォーム の活用をお願いします。(このフォームは係別となっています。お問い合わせ先の係が不明の場合は業務経営課港営係まで)

ホームページ <a href="http://www.jptmk.com/">http://www.jptmk.com/</a>

#### 【石狩湾新港】



石狩湾新港管理組合総務部管理グループ埠頭担当

〒061-3242 石狩市新港南2丁目725-1

TEL 0133-64-0708 FAX 0133-64-0709

E-mail port@ishikari-bay-newport.jp

ホームページ <a href="http://www.ishikari-bay-newport.jp/">http://www.ishikari-bay-newport.jp/</a>